

環境アセスメント

千葉県環境影響評価制度のあらまし



千葉市

千葉市の環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、その事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測・評価するとともに、環境保全のための措置を検討し、その結果について住民や行政機関などの意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

千葉市の環境影響評価制度の特徴としては、環境影響評価法の対象とならない事業や、法よりも小規模な事業を手続きの対象としているほか、見解書の公表や公聴会の開催など、市独自の手続きを定めています。

計画段階における環境配慮の実施【配慮書】

事業計画の立案段階（事業の実施場所、規模等の検討段階）において、事業による環境への影響の検討を行い、その結果を「配慮書」としてまとめます。この配慮書に対する市民や行政の意見を踏まえ、事業計画に反映させることで、重大な環境影響の回避・低減を図ります。

なお、千葉市が実施する事業以外は、任意の手続きとなっております。



事前配慮の実施【事業計画概要書】

市の政策との整合を図るため、市の環境基本計画の環境配慮事項に基づき事前配慮を行い、その内容を「事業計画概要書」としてまとめます。

なお、法対象事業に対しても、事前配慮を要請することとしています。



環境影響評価の実施【方法書・準備書・評価書】

事業内容や地域の状況を踏まえて環境影響評価項目を選定し、選定項目をどのような方法で調査・予測・評価を行うかを「方法書」としてまとめます。この方法書に対する市民や行政の意見を踏まえ、選定項目や調査・予測・評価の手法、事業計画を見直したうえで、環境影響評価を行います。

<p>○調査 地域の環境の状況について、予測や評価をするために必要な情報を得るための調査をします。</p> 	<p>○予測 事業を実施した結果、環境の状況がどのように変化するかを予測します。</p> 	<p>○評価 調査や予測の結果を踏まえ、事業の実施による影響が、最大限に回避又は低減されているかを評価します。</p> 
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これらの調査・予測・評価の結果や環境保全措置の検討内容を示し、環境保全についての事業者の考えを「準備書」としてまとめます。そして、準備書についての市民や行政の意見を踏まえ、必要に応じて内容を見直し、「評価書」としてまとめます。

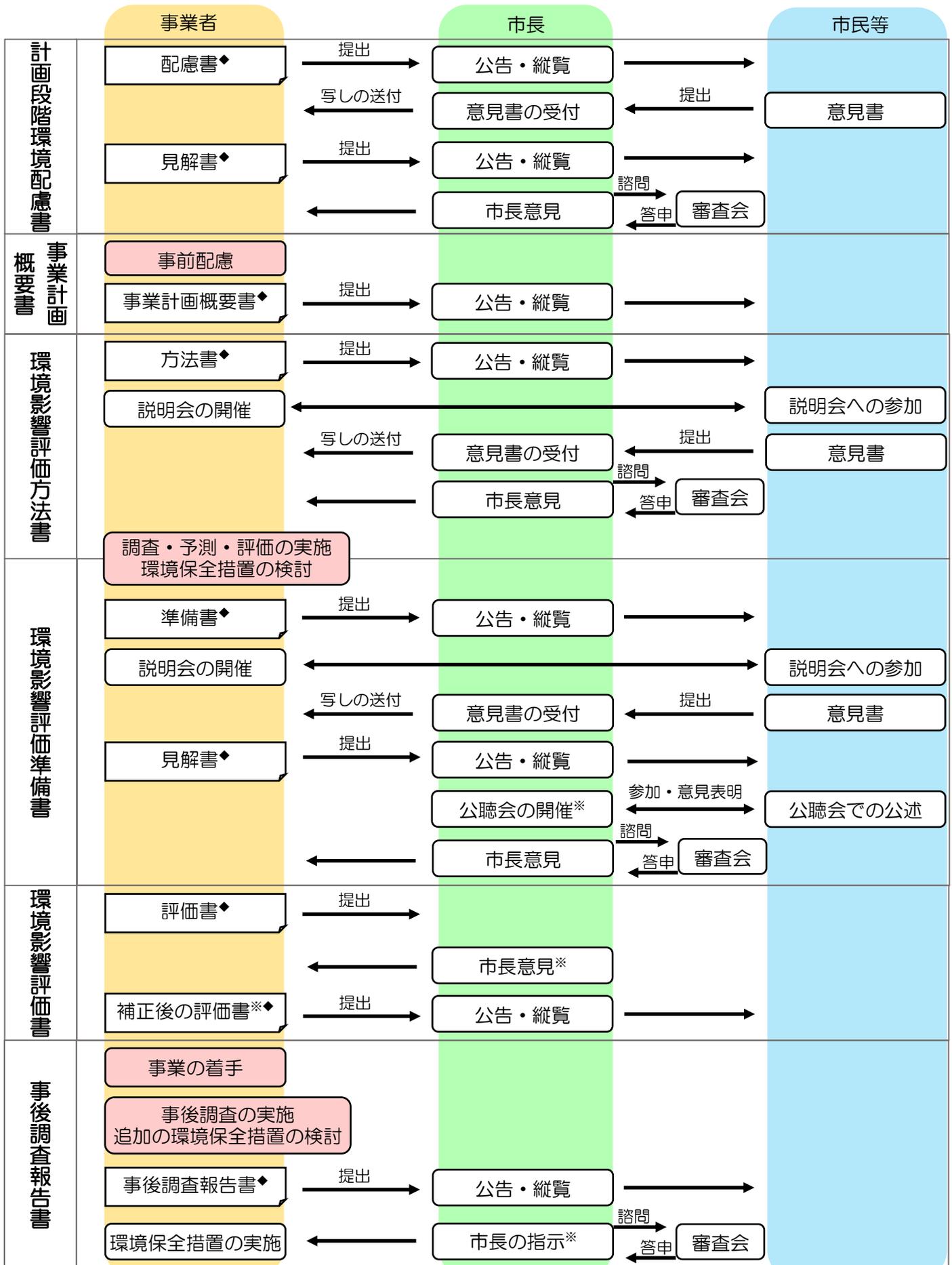


事後調査【事後調査報告書】

事業を実施する際、評価書に記載した内容に基づいて環境保全措置を実施し、環境保全について適正な配慮がなされるようにします。

また、工事中や供用時の環境の状況などを調査し、予測評価結果の検証や追加の環境保全措置の検討結果を「事後調査報告書」としてまとめます。

主な手続の流れ（条例対象事業）



◆印のある図書は、インターネットでも公表されます。
 ※印のある手続きは、必要に応じて実施されます。

対象事業一覧

この表は、千葉市環境影響評価条例施行規則別表第1及び千葉市計画段階環境影響評価実施要領別表第1を要約したものです。また、事業の変更（拡張・更新等）に伴い、環境影響評価手続きが必要となる場合があります。詳細は、それぞれの規定を参照してください。

事業の種類		規模要件		
1 道路	自動車専用道路	車線	4車線以上	
	一般国道	車線・道路延長	4車線以上かつ道路延長 3.75km 以上	
	県道等	車線・道路延長	4車線以上かつ道路延長 5km 以上	
	農道	車線・道路延長	4車線以上かつ道路延長 5km 以上	
	林道	車線・道路延長	幅員 6.5m 以上かつ道路延長 5km 以上	
2 鉄道又は軌道		路面延長	2.5km 以上	
3 発電用電気工作物	火力発電所	出力	112,500kW 以上	
	太陽電池発電所	太陽電池発電所等 区域の面積	10ha 以上	
	風力発電所	出力	7,500kW 以上	
4 廃棄物最終処分場		埋立処分場所面積	4ha（特定区域を含む場合は 2ha）以上	
5 公有水面その他の水面の埋立又は干拓		埋立又は干拓の面積	40ha 以上	
6 土地区画整理事業		施行区域の面積	市街化区域内 : 50ha 以上 市街化調整区域を含む場合 : 20ha 以上 特定区域を含む場合 : 10ha 以上	
7 新住宅市街地開発事業		施行区域の面積		
8 工業団地造成事業		施行区域の面積		
9 新都市基盤整備事業		施行区域の面積		
10 流通団地造成事業		施行区域の面積		
11 宅地開発事業		開発区域の面積		
12 レクリエーション施設用地造成事業		開発区域の面積		
13 工場 (いずれかの要件を満たす場合)		排水量		10,000m ³ /日以上
		燃料使用量	20t/h 以上（重油換算値）	
14 終末処理場 (いずれかの要件を満たす場合)		敷地面積	15ha 以上	
		計画処理人口	20万人以上	
15 し尿処理場		処理能力	100kL/日以上	
16 廃棄物焼却等施設		処理能力	100t/日以上	
17 砂利等採取事業		採取場区域面積	30ha 以上	ただし、以下の場合は 10ha 以上 ・特定区域を含む場合 ・自然公園 ・地域森林計画対象民有林
18 土砂等の埋立て等の事業		埋立面積	40ha 以上	

※特定区域とは、首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域をいいます。

※造成事業等を複合して行う事業については、別途対象事業であるかどうかの判定基準があります。詳しくは、千葉市環境保全課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

千葉市環境局環境保全部環境保全課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 : 043-245-5141 (直通)

FAX : 043-245-5557

URL : http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/assess_index.html

